

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

電話再診と加算について

日常において、電話で患者の症状などを聞いて療養上のアドバイスをすることは少なからずある。その際の電話再診と加算について整理する。

患者：25歳・男性

主訴：右下の奥の金属がかけて食べる時痛い。

所見：6|二次カリエス。7|と6|の間に繊維性の食物あり。6|冷温水痛あり。

傷病名：6|C^o MCハソン→Pul 7|C

月日	部位	療法・処置	点数
7月10日		初診	234
		6 インレー破損、二次カリエスがみられる。	/
	7 6	X-Ray 電	58
		6 インレー下部、7 歯冠部に透過像あり。カリエスは浅そうだが、6 は金属に隠れた部分もあり、除去して確認する。6 遠心根上部狭搾。	/
	6	歯管(管理内容 略) OA+浸麻(オーラ注歯科用Ct1.0ml)	110 30+5
		除去(インレー)	16
		う蝕処置	18
		軟化象牙質を除去	/
		ラバー	/
		間PCap	30
		径1mm弱の薄いピンク色がみえる。ダイカル覆	/
		髓。プロテクトセメントで充填し、予後をみる。	/
7月11日		患者より電話あり。14日の予約を19日に変更してほしいとのこと。注①	/
7月13日		再診 注②・③	45
		休日加算(20:30) 注④	+190
		日曜日(休診日)に患者より電話。治療後2日間は問題なかったが、右側で固いものを噛んだら急に痛みが出てきた。痛みがひかないので予約を変えて明朝にみてほしいとのこと。右側でなるべく噛まないこと、市販の頓服薬を服用することを指示。	/
7月14日		再診 注⑤	45
		6 セメントが大きく欠け、スポット出血あり	/
	6	OA(ハリケーン)+浸麻(歯科用キロカインCt1.8ml)	/
		抜髄(3根管)	588
		NC、H ₂ O ₂ 、PO	/
		EMR(MB:16mm、ML:16mm、D:17mm)	60
		仮封(EZ)	/
		処方料	42
		調剤料	9
		薬情	10
		㊦ ボルタレン錠25mg 2T 疼痛時 3回分	3×3
		痛みが続くのであれば連絡してほしいと伝える	/
7月14日		再診(18:40) 注⑥	/
		患者より電話あり。術後は暫く痛みが続いたが今は痛みは引き問題ないとのこと。ただ、心配なので予約を17日に変更してほしいとのこと。	/
7月17日		再診	45
		6 咬合痛あり。	/
	6	咬調	/
		根貼(3根管)	40
		NC、PO	/
		仮封(EZ)	/

《解説》

注① 電話再診の算定要件(注②)より、単なるアポイント調整では電話再診の算定要件を満たさない。

注② 患者の病状変化に応じて患者が歯科医師の指示を受ける必要がある場合で、患者またはその看護者から電話・テレビ画像などから、歯科医学的な意見の求めがあり、歯科医師が治療上必要な指示をした場合は再診料を算定できる。

なお、FAXや電子メールなどによる場合は再診料は算定できないが、聴覚障害の患者で再診の求めに速やかに応じた場合はFAXや電子メールなどでも再診料を算定できる。その際はカルテにFAXなどの送受信の時間を記載し、FAX等の写しをカルテに貼付する。

注③ 電話再診に係る再診料を算定した場合は、レセプト摘要欄に電話再診を行った回数を記載する。

なお、電話再診のみを行った日は実日数を1日と数えるが、来院日当日に行った電話再診については実日数に数えない。

注④ 時間外加算、深夜加算および休日加算を算定できる時間に対応した場合は、時間外加算、深夜加算および休日加算を算定できる。カルテには時間を記載することが望ましい。

なお、木曜日などの平日を終日休診日にしている場合は、休日加算ではなく時間外加算を算定する。

※参考：加算等の算定要件

区分	算定要件等
時間外加算	診療応需態勢を解除した後、急患などやむを得ない理由で診療した場合に加算する。常態として診療応需態勢にある場合は算定できない。 なお、加算の対象となるのは、概ね午前8時以前と午後6時以降、土曜日は午前8時以前と正午以降で標榜時間でない時間帯、休日加算の対象となる休日以外の医療機関の終日休診日。
深夜加算	午後10時から午前6時までの時間帯に、急患などやむを得ない理由で診療した場合に加算する。 なお、この時間帯を診療時間としている保険医療機関では算定できない。
休日加算	日曜日、祝日(日曜日と祝日が重なった日はその翌日)、および12月29日から翌年1月3日までの期間に、急患などやむを得ない理由で診療した場合に加算する。

注⑤ 電話再診時の一部負担金については、患者が通院をしていないことから、次回来院時に当日の治療に係る一部負担金と共に受領することになる。その場合は、混乱が無いよう、患者に十分に説明を行う必要がある。

また、無用な混乱を招かないよう、電話再診時に再診料やそれに関わる一部負担金が発生することを、院内掲示などで予め患者に情報提供しておくことも必要と思われる。

注⑥ 電話再診が、同日における初診または再診に付随する一連の行為とみなされる場合、時間おきに病状内容の報告を受けるときなどは、再診料は算定できない。

* 実態に即してご請求下さい *